調査票新旧対照表

【主な変更点(内容の変更を伴うもの)】

基本情報

・設置区分・学校種・都道府県番号・学校調査番号・学校名等を記入する様式から、「学校コード」を記入する様式に変更した。

調査I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

- 「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」
 - ・ 「学校の管理下」「学校の管理下以外」別の内訳を削除した。
 - 「対教師暴力の状況」における「被害教師数」、「生徒間暴力の状況」における「被害児童生徒数」、「対人暴力の状況」における「被害者数」欄を削除した。
 - ・ 上記2点を踏まえ、「対教師暴力の状況」、「生徒間暴力の状況」、「対人暴力の状況」、「器物損壊の状況」を、調査票上「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の項目に統合した。
- 「2. 学年別加害児童生徒数」
 - ・学年別加害児童生徒数を、暴力行為の類型別の延べ人数ではなく、実人数で計上するよう変更した。
- 調査項目「加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数」を削除した。

調査 II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

- 「2. 警察に相談・通報した件数」
 - ・「いじめを認知した学校のうち、警察に相談・通報した学校数」の記入欄を削除した。
- 「3. いじめの現在の状況」
 - 「(2)解消に向けて取組中」の欄を、「いじめを認知してから3か月以上経過しているもの」・「いじめを認知してから3か月経過していないもの」の2欄に分けた。
- 「8. いじめの対応状況」
 - ・調査項目「いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数」を削除した。

● 「12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数」 ・学年別の内訳を削除した。

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

- 「1. 長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)」
 - ・ 長期欠席者の定義を、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により30日以上欠席した児童生徒数から、「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により30日以上登校しなかった者、に変更した。
 - ・ 欠席理由として「新型コロナウイルス感染回避」欄を新たに設けた。
- 「4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」
 - 指導要録上出席扱いの措置を取った学校数の欄を削除した。
- 「5. 不登校児童生徒への指導結果状況」
 - 「うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」の回答欄を削除した。

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

- 「1. 長期欠席者の状況 (理由別長期欠席者数)」
 - ・ 長期欠席者の定義を、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により30日以上欠席した生徒数から、「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」 欄の合計の日数により30日以上登校しなかった者、に変更した。
 - 欠席理由として「新型コロナウイルス感染回避」欄を新たに設けた。
- 「4. 不登校生徒への指導結果状況」
 - 「うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒」の回答欄を削除した。
- 「5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」
 - 指導要録上出席扱いの措置を取った学校数の欄を削除した。

調査 V 高等学校における中途退学者数等の状況

- 「1. 退学者数」
 - ・ 「②主たる理由以外に当てはまるもの」の記入欄を削除した。
 - ・ 「学校生活・学業不適応」の内訳(「もともと高校生活に熱意がない。」・「授業に興味が湧かない。」・「人間関係がうまく保てない。」「学校の雰囲気が合わない。」・「その他」)を削除した。

調査団 出席停止の措置の状況

- 「2. 出席停止の学年別件数等」
 - ・ 男女別の内訳を削除した。
- ●「4. 出席停止の理由別件数」
 - 「対教師暴力」・「生徒間暴力」・「対人暴力」・「器物損壊」に分けていた理由の区分を、「暴力行為」として統合した。

調査 型 教育相談の状況

- 「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数」
 - ・ 相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学業・進路,家庭)の記入欄のうち,相談形態別(電話相談,訪問相談,巡回相談,SNS等を活用した相談)の内訳を削除した。
- 「5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数」
 - ・ 相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学業・進路,家庭)の記入欄のうち,相談形態別(来所相談,電話相談,訪問相談,巡回相談,SNS等を活用した相談)の内訳を削除した。
- 「6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数」
 - ・ 日数の区分を変更した。
- 「7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数」
 - 日数の区分を変更した。

基本情報)				変見	見前
		(基本情報)			
変更前 】					
基本情報			777		
D「設置区分」と「校種」をブルダウンより選択して 設置区分	てください。	※左の「設置	区分」「校種」	を、プルダ	ウンより記入してください。
✓ 乳糜び△に~いては 国立受抗 (国力上受沈 1))「国立」,公立学校(教育委員会)「公立」,私立・株式	2).			
		and the same of th	1 IX II B HINK!	paraj Caro C	ν q
)下の黄色のセルの項目を, 記入してください。					
都道府県番号	※番号がわからない場合は、右の表で確認してください。	国立大学法人名		大学	
都道府県名		記入者名			
都道府県番号(2桁),学校調査番号(4桁) 【6桁を半角で記入】	※「学校基本調査」と同一の番号	所属課名			※学校にあたっては、記入者の役職名を記入
本校分校別	※「本校」か「分校」を選択	電話番号			
市町村名 (市町村立学校のみ)					
課程(高校のみ)		在籍生徒数 H31.4.1現在 (高等学校の生徒のみ)	全日制	定時制	通信制
学校名 (教育委員会は教育委員会名)		9	•	*	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
1	※「学校名」は、正式名称で記入すること。				

【変更後】				
基本情報				
※はじめに、学校の場合は「学校コード」を、教育委員会の場合は「教育委員会名」を	配入してください。			
学校コード	教育委員会名			
(注) 「学校コード」は、下記アドレスで公開されている <u>13桁のコードを、半角英数字で記入</u> す	ること。 教育委員会種別			
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/mext_01087.html	都道府県番号			
※以下の欄は「学校コード」の入力によって自動表示されます。 正しく表示されない場合、学校コードに誤りがあると考えられますので、学校コードの入力 内容をよく確認してください。				
学校種				
都道府県番号				
設置区分				
本校分校別	本校分校別			
学校名				
学校所在地				
	記入者名			
※ <u>市区町村立学校のみ</u> , 記入してください。 (都道府県立学校, 国立・私立の学校は記入	(学校においては、記入者の職名を記入)			
市区町村名	電話番号			
左欄に指定都市の名称を入力すると「指定都市」と自動表示します↑	201			
※高等学校及び中等教育学校のみ、記入してください。				
課程 ※ブルダウンより選択				
学年制・単位制 ※ブルダウンより選択				
調査Ⅰ 小学校,中学校及び高等学校における暴力行為の状況	調査I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況			
<u>(学校1頁)</u>	<u>(1頁)</u>			
記入にあたって	記入にあたって			
(3) 「学校の管理下」,「学校の管理下以外」のいずれで発生したかに	, m=1 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 -			
わらず、自校の児童生徒が行った暴力行為を対象とすること。	<u>ること。</u>			

_(学校2頁)	
1. 暴力行為の発生学校数 <u>、発生件数</u> 等	1.暴力行為の発生学校数等
「①対教師暴力」「②生徒間暴力」「③対人暴力」「④器物損壊」別の記入欄	「学校の管理下」「学校の管理下以外」別の記入欄
(5)(4)のうち、2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	<u>(5)各加害児童生徒が行った暴力行為の回数別内訳人数</u>
(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。	(注1) 「加害児童生徒数」の欄は、実人数を記入する。 (例)1人の
(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。	加害児童生徒が学校の管理下の対教師暴力と学校の管理下以外の生徒
(例)1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回,生徒間暴力を2回起こし	間暴力の両方に計上されている場合、1人と数える。
<u>た場合,以下のとおりとなる。</u>	(注2) 各加害児童生徒が行った暴力行為の回数別内訳人数では、①,
(3)発生件数 「合計」: 3回(自動算出),「①対教師暴力」: 1回,	②の計が「(4) 加害児童生徒数」と一致する。
「②生徒間暴力」: 2回	
(4)加害児童生徒数 「合計」: 1人(手入力), 「①対教師暴力」:	
1人,「②生徒間暴力」: 1人	
(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生	
徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。	
(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加	
<u>害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、</u>	
<u>発生件数 1 件,加害児童生徒数 0 人となる。</u>	
	(2頁)
(削除)	2. 対教師暴力の状況
(削除)	3. 生徒間暴力の状況
(削除)	4. 対人暴力の状況
(** t- 0 = 7)	(0.5)
<u>(学校2頁)</u>	<u>(3頁)</u>
(削除)	 5. 器物損壊の状況
/133 kaz/	○ HR. IN Tet alt △ 10 (1/1)

2. 学年別加害児童生徒数

- (注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力 行為の発生学校数,発生件数等」の「(4)加害児童生徒数」のうち,各 学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。
- 3. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数

(削除)

調査 II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況 等

(学校3頁)

記入にあたって

(3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8 (2) のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8(1)のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数,いじめの認知件数

(注2) 「認知件数」には、令和2年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場

6. 学年別加害児童生徒数

- (注1) <u>延べ人数を記載すること。(実人数を記載している「1. 暴力行為の発生学校数等」の「(4) 加害児童生徒数」の合計とは一致しない場合</u>もあるが、少なくなることはない。)
- 7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数
- 8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数

調査II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況 等

(4頁)

記入にあたって

(3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8 (3) のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8 (1)(2) のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数. いじめの認知件数

(注2) 「認知件数」には、令和元年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できてい

合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。	ない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や 通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計した ものを記入すること。
2. 警察に相談・通報した件数 (削除)	2. 警察に相談・通報した件数 (1) いじめを認知した学校のうち、警察に相談・通報した学校数
いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	<u>(2)</u> いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数
(削除)	(注1) 「(1) いじめを認知した学校のうち、警察に相談・通報した学校数」には、令和元年度間において、1件以上のいじめについて警察に相談・通報した場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
(注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、(以下略)	(注2) 「(2)いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、 (以下略)
<u>(学校4頁)</u>	
3. いじめの現在の状況 (2)解消に向けて取組中 いじめを認知してから3か月以上経過しているもの いじめを認知してから3か月経過していないもの	3. いじめの現在の状況 (2) 解消に向けて取組中 (新設) (新設)
<u>(学校5頁)</u>	
_(学校 7 頁)	

_(学校8頁)	(9頁)
8. いじめの対応状況	8. いじめの対応状況
(削除)	(2) いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数
(2) いじめられた児童生徒への特別な対応	(3) いじめられた児童生徒への特別な対応
	(10 頁)
 9.学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	 9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組
(注5) 選択肢「⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく, いじめ防	(新設)
上等の対策のための組織を招集した。 」については、いじめ防止対策	
推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効	
的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏	
まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方	
針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合	
に計上すること。	
1CB1 1 7 8 C C 6	
(学校 10 頁)	(11 頁)
	(12 頁)
│ │11.いじめ防止対策推進法に関して	 1 1. いじめ防止対策推進法に関して
(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」につい	(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」につい
7	7
 (注5)「調査状況」について、令和2年度中に発生した「重大事態」のうち、	 (注5)「調査状況」について,令和元年度末に発生した「重大事態」のうち,
調査主体が決定する前に令和3年度になったものは、「調査中の件数」と	調査主体が決定する前に令和2年度になったものは、「調査中の件数」と
すること。	すること。
 (注7)「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」につ	 (注7)「[3]法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」につ
いて、令和2年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定す	いて、令和元年度末に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定す
	The state of the s

る前に令和3年度になったものは、「[3] 法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

る前に令和2年度になったものは、「[3]法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

(委員会1頁)

12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数(市町村教育委員会のみ回答)

(削除)

(13 頁)

12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数(市町村教育委員会のみ回答)

学年別の記入欄

調査皿 小学校及び中学校における長期欠席の状況等 (学校 12 頁)

1. 長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)

<u>小学校「新型コロナウイルスの感染回避」記入欄</u> 中学校「新型コロナウイルスの感染回避」記入欄

- (注1)「長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)」については、
- ① 令和3年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄<u>及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計</u>の日数により、令和2年度間に30日以上<u>登校しなかった(連続したものであるか否か</u>を問わない)児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。

ただし、令和2年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間 にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。

③ 理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な

調査皿 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

(14 頁)

1. 長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)

(新設)

(新設)

(注1)「長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)」については、

① 令和2年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和元年度間に<u>連続又は断続して</u>30日以上欠席した児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。

ただし、令和元年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間 にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

③ 欠席理由は次によることとする。<u>また、欠席</u>理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

理由を一つ選び記入する。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及 び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能 性のない事由(※)による日数を除き、従来から本調査において長期欠 席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に より登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経 |済的理由|「不登校|「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計 上すること。(「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと) また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、 「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性 のない事由(※)による日数を除けば、従来から本調査において長期欠 席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に より登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロ ナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び 計上すること。(「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと) ※ここでいう「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上 される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基 づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要 な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。

- 助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 〇「不登校」: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景 により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者 (ただし、「病気」や「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」に よる者を除く。)の数。
- 〇「新型コロナウイルスの感染回避」: 新型コロナウイルスの感染を回避する ため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾 患児で登校すべきでないと校長が判断した者の数。

- 〇「経済的理由」: 家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を | 〇「経済的理由」: 家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助け なければならない等の理由で長期欠席した者の数。
 - 〇「不登校」: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景 により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者 (ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数。

(新設)

- 〇「その他」:上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」<u>、「新型コロナウイルス</u> の感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。
 - *「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、<u>登校についての無理解</u>、家族の介護、 家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - ・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者
- (注3) 「不登校(A)」における「(A)のうち,前回調査でも不登校に計上されていた者」は、前年度においても不登校に該当した児童生徒を把握するものであり、中学1年の生徒や転入してきた児童生徒であって「不登校(A)」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を確認の上、記入すること。

〇「その他」:上記「病気」,「経済的理由」,「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

- *「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手 伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者

(新設)

(新設)

(学校 13 頁)

(学校 14 頁)

4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(削除)

(注8) 「民間団体、民間施設」とは、<u>令和元年10月25日付け元文科</u> 初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添 3「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考とし、不登校児童 生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

(15 頁)

(16 頁)

4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

「(b) (a) の措置を採った学校数 (実数)」の記入欄

(注8) 「民間団体、民間施設」とは、平成28年9月14日付け28文 科初第770号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」 の別添3「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考とし、不登 校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設 置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動 を行うだけの施設は含まない。

	<u>(17 頁)</u>
5. 不登校児童生徒への指導結果状況 (削除)	5. 不登校児童生徒への指導結果状況
(削除)	(注2)「好ましい変化が見られるようになった児童生徒」とは、学校復帰に 向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝 きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理する ようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況 変化が見られるようになった者をいう。
<u>(注2)</u> (以下略)	<u>(注3)</u> (以下略)
6. 自宅における <u>ICT</u> 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした 児童生徒数	6. 自宅における <u>IT</u> 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
(注1) <u>令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生</u> <u>徒への支援の在り方について」</u> に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。	(注1) 平成17年7月6日付け17文科初第437号通知「不登校児童生 徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上 の出欠の取扱い等について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした 児童生徒数」について実人数を記入する。
(注2) 「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅における <u>ICT</u> 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、 <u>学校14頁</u> の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。	(注2) 「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅における <u>IT</u> 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、 <u>16ページ</u> の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

(委員会2頁)

- 7. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センタ
- 一(適応指導教室)」の状況(都道府県・市町村教育委員会のみ回答)
- (注3)「常勤指導員数」とは、地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤指導員数」とは同法<u>第203条の2</u>により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。ただし、教育委員会が設置し運営を民間団体等に委託している教育支援センター(適応指導教室)において、委託先団体が指導員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。

(17頁)

- 7. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター(適応指導教室)」の状況(都道府県・市町村教育委員会のみ回答)
- (注3)「常勤指導員数」とは、地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤指導員数」とは同法<u>第203条</u>により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

(学校 16 頁)

1. 長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)

全日制「新型コロナウイルスの感染回避」記入欄 定時制「新型コロナウイルスの感染回避」記入欄

2. 不登校生徒の在籍学校数

(削除)

- (注1)「長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)」については、
- ① 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄<u>及び「出席停止・忌引き等の日数」</u> 欄の合計の日数により、令和2年度間に30日以上<u>登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)</u>生徒数をそれぞれ理由別に記入する。

なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席登校しなかった日数として含める。

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

(18 頁)

1. 長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)

(新設)

(新設)

2. 不登校生徒の在籍学校数

「うち、単位制」の記入欄

- (注1)「長期欠席者の状況(理由別長期欠席者数)」については、
- ① 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和元年度間に<u>連続又は断続して30日以上欠席した</u>生徒数をそれぞれ理由別に記入する。

なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠 席日数として含める。 ③ 理由は次によることとする。その際、「欠席日数」欄と「出席停止・忌 引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなか った理由によって選択することとし、理由が二つ以上あるときは、主な 理由を一つ選び記入する。

ただし、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及 び、「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能 性のない事由(※)による日数を除き、従来から本調査において長期欠 席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に より登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経 |済的理由|「不登校|「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計 上すること。(「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと) また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しなかった日数及び、 「出席停止・忌引き等の日数」のうち「欠席日数」に計上される可能性 のない事由(※)による日数を除けば、従来から本調査において長期欠 席の対象としていた「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由に より登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合には、「新型コロ ナウイルスの感染回避」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び 計上すること。(「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと) ※ここでいう「『出席停止・忌引き等の日数』のうち『欠席日数』に計上 される可能性のない事由」は、学校教育法又は学校保健安全法等に基 づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要 な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたものを指す。

- ○「不登校」: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景 | ○「不登校」: 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景 により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(た) だし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による 者を除く。)の数。
- 〇「新型コロナウイルスの感染回避」: 新型コロナウイルスの感染を回避する ため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾 患児で登校すべきでないと校長が判断した者の数。

④ 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるとき は、主な理由を一つ選び記入する。

- により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(た. だし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)の数。

(新設)

〇「その他」: 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」」、「新型コロナウイル 〇「その他」:上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しな スの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。 い理由により長期欠席した者の数。 *「その他」の具体例 *「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、 ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手 伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 連絡先が不明なまま長期欠席している者 ・連絡先が不明なまま長期欠席している者 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合 (新設) 計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停 止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校 しなかった日数が30日以上となる者 (注4)「不登校 (A)」における「(A)のうち、前回調査でも不登校に計上さ (新設) れていた者」は、前年度においても不登校に該当した生徒を把握するも のであり、高校1年の生徒や転入してきた児童生徒であって「不登校」 (A)」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を 確認の上、記入すること。 (注5)(以下略) (注4)(以下略) (学校 17 頁) (19 頁) 4. 不登校生徒への指導結果状況 4. 不登校生徒への指導結果状況 (削除) 「うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになっ た児童生徒」の記入欄 (削除) (注2) 「好ましい変化が見られるようになった生徒」とは、学校復帰に 向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝 きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理する ようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況

	変化が見られるようになった者をいう。
<u>(注2)</u> (以下略)	<u>(注3)</u> (以下略)
<u>(学校 18 頁)</u>	
5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 (削除)	5. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 「(b)(a)の措置を採った学校数(実数)」の記入欄
(単位:人)	(単位:人 <u>(a)においては「人」 (b)においては「校」 (c)においては「人」</u>)
調査V高等学校における中途退学者数等の状況	調査V高等学校における中途退学者数等の状況
(学校 19 頁) 	<u>(21 頁)</u>
1. 退学者数 (削除)	1. 退学者数 「②主たる理由以外に当てはまるもの」の記入欄
「学校生活・学業不適応」の記入欄	「学校生活・学業不適応」の内訳(もともと高校生活に熱意がない、授業に 興味が湧かない、人間関係がうまく保てない、学校の雰囲気が合わない、そ の他、小計)の記入欄
「全日制 計」の自動算出欄	(新設)
「計」の自動算出欄	(新設)
※ 記入に当たっては、 <u>次ページ</u> を参照のこと。	※ 記入に当たっては、 <u>22ページ</u> を参照のこと。
<u>(学校 20 頁)</u>	
《記入にあたって》	《記入にあたって》
(注1) 退学者とは、令和2年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分	(注1) 退学者とは、令和元年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分

を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、退学者一人につき主たるものを一つ選択し <u>記入すること。</u>	を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、退学者一人につき主たるものを一つ選択し、(①)に数字を記入する。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで(②)に数字を記入する。
(注3) 中途退学理由の区分については、以下によること。 ⑤ 「学校生活・学業不適応」: 当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者 「学校生活・学業不適応」の具体例 ・高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した。 ・入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつ	(注3) 中途退学理由の区分については、以下によること。 ◎ 「学校生活・学業不適応」の各欄:当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者に限定すること。 ○ 「もともと高校生活に熱意がない。」:高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した者 ○ 「授業に興味が湧かない。」:入学時には高校に対する熱意や希望
まらない、興味が持てない等の理由のために退学した <u>・</u> 生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した <u>・</u> 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した <u>・</u> 交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折によ	があったが、入学後、授業がつまらない、興味が持てない等の理由のために退学した者 〇 「人間関係がうまく保てない。」: 生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した者 〇 「学校の雰囲気が合わない。」: 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した者 〇 「その他」: 上記以外の、例えば、交遊関係やアルバイト等による
る意欲喪失等の原因により退学した 調査VI 小学校,中学校及び高等学校における自殺の状況 (学校 21 頁)	生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学 した <u>者</u> 調査VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況 (23 頁)
	(24 頁) 調査VII 出席停止の措置の状況(市町村教育委員会のみ回答) (25 頁)

(委員会4頁)

2. 出席停止の学年・男女別件数等

(削除)

4. 出席停止の理由別件数

「暴力行為」の記入欄

- (注2) <u>「暴力行為」</u>の欄のA, Bの人数は, 調査 I の「<u>3.</u>加害児童生徒に対する学校の措置別人数」<u>(学校2頁)</u>の「(4)出席停止」のA, B の人数と同じになる。
- (注3) 「いじめ」の欄のC, Dの人数は, 調査Ⅱの「8. いじめの対応状況」の「(1) いじめる児童生徒への特別な対応」<u>(学校7頁)</u>の「⑧出席停止」のA, Bの人数と同じになる。

調査 型 教育相談の状況

(委員会5頁)

- 1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)
- (注5) 教育相談員の欄の「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは、同法<u>第203条の2</u>により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。<u>ただし、相談業務を外部の団体等に委託しており、委託先団体が相談員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。</u>

(26 頁)

2. 出席停止の学年・男女別件数等

男女別の記入欄

4. 出席停止の理由別件数

「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」「小計」の記入欄

- (注2) <u>「小計」</u>の欄のA, Bの人数は, 調査 I の「<u>7.</u>加害児童生徒に対する学校の措置別人数」<u>(3頁)</u>の「(4)出席停止」のA, Bの人数と<u>同じか, それ以上</u>になる。
- (注3) 「いじめ」の欄のC, Dの人数は、調査Ⅱの「8. いじめの対応状況」の「(1) いじめる児童生徒への特別な対応」(8頁)の「8出席停止」のA, Bの人数と同じになる。

調査 教育相談の状況

(27 頁)

- 1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)
- (注5) 教育相談員の欄の「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは、同法<u>第203</u>条により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。

- 2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況(指定都市教育委員会においては記入不要)
- (注3) 「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは同法<u>第203条の2</u>により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。ただし、相談業務を外部の団体等に委託しており、委託先団体が相談員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。
- 2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況(指定都市教育委員会においては記入不要)
- (注3) 「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは同法<u>第203条</u>により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。

(委員会6頁)

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談におけるいじめ 及び不登校等についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会 においては記入不要)

相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学 業・進路,家庭)の記入欄

- (注1) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談の計⑤,⑥,⑦,⑧は,「1.各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤,⑥,⑦,⑧と一致すること。
- (注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの欄に計上すること。(例) <u>電話相談、訪問相談、巡回相談、SNS 等を活用した相談のいずれかの形態で、</u>いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

(28 頁)

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談におけるいじめ 及び不登校等についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会 においては記入不要)

相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学業・進路,家庭)の記入欄のうち,相談形態別(電話相談,訪問相談,巡回相談,SNS等を活用した相談)の記入欄

- (注1) <u>教育相談件数の</u>電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談の計⑤,⑥,⑦,⑧は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤,⑥,⑦,⑧と一致すること。
- (注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの 欄に計上すること。(例) <u>電話相談で</u>いじめに関する教育相談と不登校に 関する教育相談を併せて行った場合、「いじめに関する教育相談件数」と 「不登校に関する教育相談件数」の両方の<u>電話相談の</u>欄に計上する。

(委員会7頁)

5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談 内容別相談件数(指定都市教育委員会においては記入不要)

相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学 業・進路,家庭)の記入欄

- (注1) 来所相談・電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談の計⑨, ⑩, ⑪, ⑰, ⑰は, 「2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬と一致すること。
- (注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの 欄に計上すること。
 - (例) 来所相談, 電話相談, 訪問相談, 巡回相談, SNS 等を活用した相談のいずれかの形態で, いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合, 「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

(29 頁)

5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談 内容別相談件数(指定都市教育委員会においては記入不要)

相談内容別(いじめ,不登校,いじめを除く友人関係,教職員との関係,学 業・進路,家庭)の記入欄のうち,相談形態別(来所相談,電話相談,訪問相 談,巡回相談,SNS等を活用した相談)の記入欄

- (注1) <u>教育相談件数の</u>来所相談・電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS 等を活用した相談の計⑨、⑩、⑪、⑫、⑬は、「2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数⑨、⑩、⑪、⑰、⑬と一致すること。
- (注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの 欄に計上すること。
 - (例) <u>電話相談で</u>いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合,「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の<u>電話相談の</u>欄に計上する。

(委員会8頁)

6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数(都道府県, 指定都市, 市町 村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)

(区分)

- 1常駐
- ②年間140日以上(常駐を除く)
- ③年間139日~70日
- ④年間69日~35日
- ⑤年間34日~20日

(30 頁)

6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数(都道府県, 指定都市, 市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)

(区分)

- 1)常駐
- ②年間140日以上(常駐を除く)
- ③年間139日~105日
- ④年間104日~70日
- ⑤年間69日~35日

⑥年間19日~10日	⑥年間34日~1日
<u>⑦</u> 年間 9 日~ 1 日	⑦年間0日(配置実績なし)
⑧年間0日(配置実績なし)	
7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数(都道府県, 指定都市,	7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数(都道府県, 指定都市,
市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)	市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること)
(区分)	(区分)
①常駐	①常駐
②年間168日以上(常駐を除く)	②年間168日以上(常駐を除く)
③年間167日~84日	③年間167日~126日
④年間83日~42日	<u>④年間125日~84日</u>
⑤年間41日~20日	⑤年間83日~42日
⑥年間19日~10日	<u>⑥年間41日~1日</u>
<u>⑦年間9日~1日</u>	⑦年間0日(配置実績なし)
⑧年間0日(配置実績なし)	